

第2回地域包括支援センター運営協議会（書面会議）における
 意思表示並びに意見に関する報告及び回答について

1. 第2回地域包括支援センター運営協議会（書面会議） 議事に関する意思表示について

令和3年度長浜市地域包括支援センターの実績、取組状況等について書面による報告を受け、長浜市地域包括支援センターの運営が適正に実施されていること、及び令和4年度運営方針（案）については、委員15人全員のみなさまから「承認する」との意思表示をいただきました。

2. 書面会議資料にかかる意見に関する報告及び回答について

委員のみなさまからご提出いただきましたご意見につきましては、下記のとおり報告及び回答いたします。

	資料名	意見	回答
資料 2	令和3年度市及び地域包括支援センター基本方針、取組状況	長浜市成年後見・権利擁護センターとしては、権利擁護制度の利用の必要性は高まっていますが、新規受入れが困難な状況があります。今後必要なケースについて地域包括支援センターと連携しながら、受入れや対応方法について共通の認識を持ち考えていく必要があると考えます。	引き続き成年後見・権利擁護センターと十分に情報交換を行い適切に制度を利用できるようにします。
資料 5	令和3年度市及び地域包括支援センター運営状況について	長浜市の運営状況は充実しているようで努力されていることが分かりました。	未達成項目について改善を行い、さらなる機能強化に努めてまいります。
資料 6	令和4年度長浜市地域包括支援センター運営方針（案）	【12ページ】令和4年度重点的に取り組むことについて 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることがいまひとつ周知されていないように思いますので、「1.地域包括支援センターの周知とネットワークの構築を推進します。」の前段に記載のある地域の出前講座や人権学習会等、地域に向けた啓発活動などのネットワークの場を活用して地域包括支援センターの周知、啓発を行う取り組み案は具体的でよいと思います。	地域へ積極的に向き、地域に向けた啓発活動を行うことで、地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることを周知・啓発してまいります。
		【12ページ】令和4年度重点的に取り組むことについて 「1.地域包括支援センターの周知とネットワークの構築を推進します。」の後段に記載の「メールやオンライン等を用いた相談方法の多様化など支援体制の充実に取り組みます。」について、メールやオンラインを使用するのが誰であるのか、ネットワーク構築推進の項目であることから、関係者が利用するものと思いましたが間違いはないでしょうか。 また、新たな方法（メールやオンライン）を追加する根拠となる具体的な説明があると理解しやすいです。	働きながら介護をされている方等が時間等を問わず、メール等を活用することで地域包括支援センターへ相談がしやすくなるよう、またコロナ禍において来所相談が控えられる状況の中、本人やご家族、地域の関係者等がメールやZoom等を活用して相談ができるよう相談方法の多様化を図ってまいります。